

小祿小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条第1項）。

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。

いじめは、被害・加害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在がいじめを促進させてしまったりするなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分理解したうえで、望ましい集団作りに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが大切である。

(2) 目的

那覇市立小祿小学校は学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの防止等のための施策

(1) いじめ防止対策委員会の設置

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される校内の「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている生徒指導部会等、既存の組織も合わせて効果的に活用する。また、必要に応じて外部の心理や福祉等の専門家などの参加を求めることも考えられる。

(2) 関係機関との連携

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(3) 学校評価・学校評議員会等の活用

学校は学校評価を活用し、いじめについて、その実態把握や対応が適切に行われるよう、いじめ

の早期発見、再発防止の取り組み等を適正に評価し改善に努める。また、学校評議員会や中学校区青少年健全育成協議会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

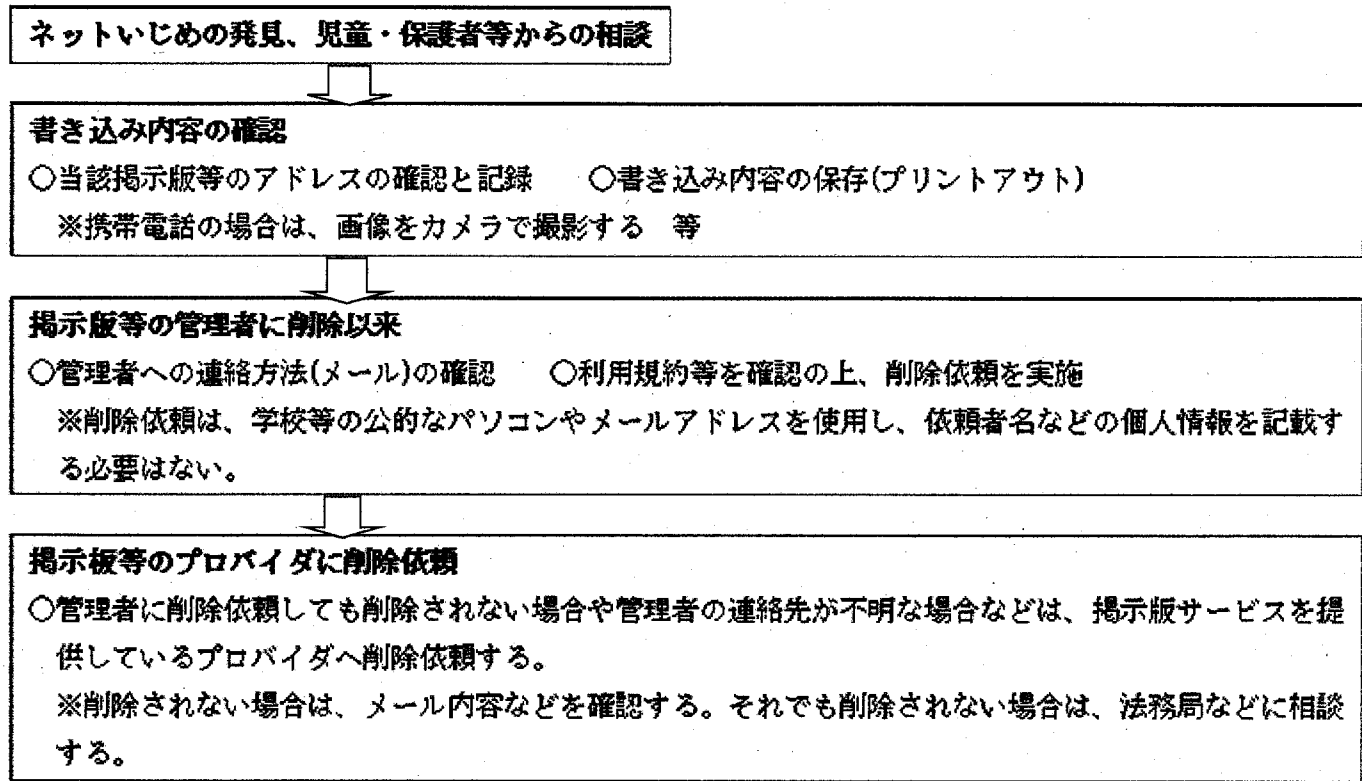
(1) 学校全体としての取り組み

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよういじめの早期発見を徹底する。そのため、定期的なアンケート調査や教育相談週間の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

		児童へ直接かかわる取組内容		保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 		<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 		<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの 早期対応	暴力を 伴う いじめ	いじめ られた 側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことで、事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめ た側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を 伴わない いじめ	いじめ られた 側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことで、事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめ た側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為が わかりに くい いじめ	いじめ られた 側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことで、事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめ た側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(2) ネット上のいじめ（誹謗中傷）への対応

インターネット上で行われるいじめには、警察署などの関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラル教育を推進し児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。



※インターネットホットラインの活用→誰でもインターネットで利用可能。インターネット上の違法、有害情報の通報窓口として警察への情報提供等を行う。

(3) 指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	児童支援委員会											→
	事案発生時、緊急対応会議の開催			-----→								
早期止発見策	いじめ実態把握調査		いじめアンケート ふれあいタイム	教員人権研修会		いじめ防止強化月間		ふれあいタイム				→
	本年度のまとめ・課題検討											

4 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、児童生徒がいじめを受けたことにより自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等が想定される。また、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

【学校が調査主体の場合】

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④調査結果を学校の設置者に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

<いじめ関連参考文献>

- いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- 「いじめの防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 平成 25 年 10 月 31 日・11 月 1 日)
- 「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A(暫定版)
(平成 25 年 10 月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)
- 沖縄県いじめ対応マニュアル (平成 23 年 3 月 沖縄県教育庁義務教育課)